## 中小 M&A ガイドライン遵守宣言について

株式会社マイティータンク

当社は、中小企業庁が定める「中小M&Aガイドライン」(2020年3月公表)に則り、以下の内容を遵守することを宣言いたします。

番号	遵守事項
1	業務形態の実態に合致した仲介契約・FA 契約を締結します。
2	契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項である下記(1)~(8)に
	ついて明確な説明を行い、依頼者の納得を得ます。
(1)	• 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事
	者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴
(2)	• 提供する業務の範囲・内容(マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキー
	ム立案等)
(3)	• 手数料に関する事項(算定基準、金額、支払時期等)
(4)	• 秘密保持に関する事項(秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保
	持義務の一部解除等)
(5)	• 専任条項(セカンド・オピニオンの可否等)
(6)	• テール条項(テール期間、対象となる M&A 等)
(7)	<ul><li>契約期間</li></ul>
(8)	• 依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解
	約に関する事項
3	最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を行
	います。
4	クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確
	実に入金されたことを確認します。
5	依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これ
	を妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカ
	ンド・オピニオンを求めることを許容いたします。
	ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の
	秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする
	等、情報管理に配慮いたします。
6	専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも6か月~1年以内
7	を目安として定めます。
7	依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭で   の明言を含むな記せます
0	の明言も含む)を設けます。 テール期間は最長でも2年~3年以内を目安とします。
8	
9	テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して   幻介」を譲り受け側のカに限定します。
	紹介した譲り受け側のみに限定します。

10	仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者で
	あるということ(特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定め
	られている場合には、その旨)を、両当事者にお伝えします。
11	仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定
	される事項(※)について、各当事者に対し、明示的に説明を行います。
	また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項(一方当事者にとっての
	み有利又は不利な情報を含む。)を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者
	に対し、適時に明示的に開示いたします。
	※ 例:譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円
	滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと
12	確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の
	意見を求めるよう伝えます。
13	参考資料として自ら簡易に算定(簡易評価)した、概算額・暫定額としてのバリュエー
	ションの結果を両当事者に示す場合には、下記(1)~(3)の点を両当事者に対して明
	示いたします。
(1)	• あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に
	算定したものであるということ
(2)	• 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の
	内容
(3)	• 必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができること
14	デューディリジェンスを自ら実施せず、デューディリジェンス報告書の内容に係る結論
	を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよ
	う伝えます。

上記の他、中小 M&A ガイドライン中「M&A 専門業者」に関する記載事項について中小 M&A ガイドラインの趣旨(\*)に則った対応をいたします。

以上